

募集型企画旅行 旅行条件書

●本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。
●お申込みの際には、本「旅行条件書」を必ずお読みください。

1 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社日ノ丸観光トラベル(以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- 「募集型企画旅行」とは当社が、あらかじめ旅行者の募集のために、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊サービスの内容、ならびに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 当社はおお客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下、旅行サービスといいますが)を受けることが出来るように、手配し旅程管理をすることを引き受けず。
- 旅行契約の内容、条件、募集パンフレットまたは、当社ホームページ・本旅行条件書(以下、契約書面といいますが)・最終旅程表と称する確定書面及び当社の「旅行契約募集型企画旅行契約」の部(以下、約款)等によります。

2 旅行契約の申込みと契約成立の時期

- 当社、又は旅行業法で規定された当社の「受託旅行者又はその営業所」(以下、「当社」といいます)は旅行契約の締結を承諾し、旅行契約申込書(以下「申込書」という)の、後記の申込金を受領したときに成立します。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約を受付ける場合があります。場合、この予約の時点で成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内(または、当社が指定した日)までに申込書と申込金を提出していただいた時点で契約となります。受付は営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ等は、翌営業日の受付となります。尚、申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱っております。申込金は、「旅行代金」・「取消料」・「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱われます。
- 当社は平成29年4月1日現在、通信契約による旅行契約の締結を原則として承っておりません。

4) 申込金

旅行代金(お1人様)	申込金
30,000円未満	6,000円
30,000円以上60,000円未満	12,000円
60,000円以上100,000円未満	20,000円
100,000円以上	30,000円

※特定期間、特定ツアー等の申込金は、募集パンフレットやホームページ等に記載しており、これによります。

3 お申込み条件

- 旅行開始時点で15歳未満の方のご参加は、保護者の同行が必要となります。15歳以上20歳未満の方のみ参加の場合、保護者(親権者)の同意書が必要です。コースにより、旅行の安全かつ円滑な実施のためご参加をお断りするが、保護者(親権者)の同行を条件にさせていただきます場合があります。
- 最少催行人員は、特に明示をしていない限り、25名とします。
- 特定の目的をもつ旅行については、年齢、性別、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- お客様が、暴力団員または暴力団関係者、その他社会的勢力であると判明した場合や、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- 身体に障害をお持ちの方、現在健康を損ねている方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更することをお願いする場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。
- その他当社上の業務上の都合があるときなどは、お申込みをお断りする場合があります。
- 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者(以下「契約責任者」という)から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして、当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。この場合、当社が指定する日までに参加者名簿を当社にご提出していただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して将来、または現に負う、債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が専任した構成者を契約責任者とみなします。

4 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社上の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- 当社は、本項(1)の契約書面を補完する書面として、お客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した「最終旅行日程表」を遅くとも旅行開始日の

前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

5 旅行代金の適用及びお支払い

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな旅行代金、満3歳以上12歳未満の方は子ども旅行代金となります。
- 旅行代金におとな・子ども等の区分表示がない場合は、全てのお客様に適用されます。
- 旅行代金は、各コースごとに表示してあります。出発日と利用人数などでご確認ください。
- 追加代金とは、オプションツアーや宿泊施設等の上級への変更、フェリー船室の等級変更、航空便の選択、座席の等級変更、などによる追加代金。また、食事等のグレードアップなどにより、基本旅行代金に追加する追加代金をいいます。
- 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。
- 旅行代金(申込金を差し引いた残金)は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前以降にお申込みされた場合は、お申込時に全額お支払いいただきます。

6 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り航空機は普通席)、宿泊費、食事代、消費税等の諸税・サービス料金、旅客施設使用料(空港により必要な場合)及び特に明示したその他の費用等。
- 添乗員が同行する場合は添乗員経費等。
- 各日程に、旅行代金に含まれる旨明示した費用。尚、お客様のご都合により一部ご利用されなくても、原則として、払戻しはいたしません。

7 旅行代金に含まれないもの

- 第6項の他に旅行代金に含まれません。その一部を表示します。
- 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)。
- 旅行日程に含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- ご希望者のみご参加されるオプションプラン・オプションツアーの代金。

8 契約内容の変更

当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9 旅行代金の額の変更

- 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更することがあります。
- 本項(1)により旅行代金を増額するときは、当社は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって16日前までにお客様に通知します。
- 本項(1)により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- 第8項に基づき旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用(当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む)を増額又は減額が生じる場合には、当社は、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。
- 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金を変更します。

10 お客様の交替

お客様は、予め当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、所定の金額を手数料としてお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じます。なお、航空便等で氏名変更ができないなどの理由により、当社は、お客様の交替をお断りすることがあります。

11 お客様による契約の解除(旅行開始前)

- お客様は、いつでも第13項に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みされた当社上の営業時間内とします(営業時間終了後に着信したファクシミリ等は、翌営業日の受付となります)。
- お客様は、次に掲げる場合は本項(1)の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- ① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項の表(左欄)に掲げるものその他重要なものであるときに限ります。
- ② 第9項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
- ④ 当社がおお客様に対し、第4項の期日までに、「最終旅程表」を交付しなかったとき。
- ⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

12 当社による契約の解除(旅行開始前)

- お客様が第5項(6)の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は、その翌日においてお客様が契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することができます。
 - ① お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ② お客様が病氣、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められるとき。
 - ④ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤ お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに旅行を中止する旨をお客様に通知します(日帰りにおいては4日前までに通知いたします)。
 - ⑥ スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - ⑦ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)の全額をお客様に払戻します。

13 取消料

お客様は次に定める取消料を支払うことにより、いつでも契約を解除することができます。ただし、当社の営業日、営業時間内にお受けします。旅行代金に対してお客様1名につき下記の料率で取消料をいただきます。複数でお申し込みで、一部の方がキャンセルのとき、1室利用人員で料金が設定されている場合、ご参加のお客様から差額をいただきます。

取 消 日	取 消 料 率
a) 21日前まで	無料
b) 20日～8日前まで (日帰り旅行にあっては10日目)	20%
c) 7日～2日前まで	30%
d) 旅行開始日前日	40%
e) 旅行開始日当日(をを除く)	50%
f) 旅行開始後又は無連絡不参加	100%

- (1) a,b,cの取消日は旅行開始日の前日から起算してさかのぼります。
- (2) 出発日・コース・利用便・宿泊施設等行程の一部を変更される場合も取消料のみならず、上記取消料の適用となります。
- (3) 募集広告、パンフレット、ホームページ等に取消可能な期限を記載している場合は、それ以降の変更はできません。取消の場合は、記載しております取消料をいただきます。
- (4) オプションプランも上記取消料率による取消料が利用日に基づいて別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は、100%となります。

14 お客様による契約の解除(旅行開始後)

- お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
- お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたとき、第11項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなかった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、受領できなかった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限り)を差し引いた金額をお客様に払戻します。

15 当社による契約の解除(旅行開始後)

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することができます。
 - ① お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に耐えられないとき。
 - ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示への違背、これらの者

又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

(2)当社が本項(1)の規定に基づき契約の解除をしたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は、有効な弁済がなされたものとします。当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。(3)当社は、本項(1)①③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様のご負担となります。

16 旅行代金の払戻し

当社は、第9項(3)から(5)までの規定による旅行代金の減額又は第11項から第15項までの規定による契約の解除によるお客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。ただし、第17項(2)のクーポン類の引渡し後の払戻しに際して当該クーポン類を当社に提出していただく必要があり、それらの提出がない場合は、旅行代金の払戻しができないことがあります。

17 添乗員と旅程管理

(1)添乗員その他の者(以下「添乗員等」といいます)が同行し、契約書面に定められた行程を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。(2)添乗員等の有無は、募集広告、「最終日程表」、パンフレット、ホームページ等に明示いたします。添乗員等が同行しない場合は、旅行サービスを受けるために必要なクーポン類をお渡し、手続きなどをお客様自身で行っていただく場合があります。当社又は現地手配代行等の緊急連絡先が、「最終日程表」又は「契約書面」に明示します。天候等不可抗力により旅行サービスの受領ができなくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続きはお客様ご自身で行っていただきます。(3)添乗員等の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。添乗員等は、業務時間内であっても、添乗業務が必要のない場合、適宜休憩することがあります。(4)お客様は、団体の行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員又は現地係員等、当社の指示に従わなければならないとします。(5)当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施に努めます。お客様に対し以下の業務を行います。①旅行契約に従った旅行サービスの提供が確実に受けられる為に必要な措置を講じます。②契約内容を変更せざるを得ない場合の代替サービスの手配。③変更後の旅行サービスが当初の契約と同等のものとなる様に務めるなど、変更内容が最小のものにとどめる様努力いたします。

18 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。

19 当社の責任

(1)当社は、契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

20 特別補償

(1)当社は前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故があったとき、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。ただし、1名につき、1回の事故につき3000円を超えない場合は損害補償金を支払いません。)を支払います。尚、当社は、現金、小切手、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機能カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等など、当該約款P-33「第五章第十八条2」に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。上記に記載の無い事項は当社約款「特別補償規程」によります。(2)本項(1)の損害について当社が前項(1)の規程に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等同規程第3条及び第5条に該当する場合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行の

日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる契約の一部として取り扱います。(5)契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中はいたしません。

21 旅程保証

(1)当社は、表A左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことにによるもの以外の①②③の変更を除く)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います(お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります)。ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外となります。①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。②第11項から第15項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。(2)当社が①の契約に基づき支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。(3)当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第19項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

(表A)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した(本邦内の)旅行開始地たる空港(出発空港)又は旅行終了地たる空港(帰着空港)の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。(注2)「最終日程表」(確定書面)が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「最終日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「最終日程表」の記載内容との間又は「最終日程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。(注3)③又④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。(注4)④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。(注5)④又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が一乗車船又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船又は一泊につき一件として取り扱います。(注6)⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。

22 お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はおお客様から損害の賠償を受け付けません。(2)お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときも、旅行地において速やかにその旨を添乗員、船長、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければならないとします。(4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。(5)添乗員が同行しない場合クーポン類をお渡しする場合があります。お渡ししたクーポン類紛失の場合、当該クーポン類

の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

23 国内旅行傷害保険加入のおすすめ

旅行中の病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行傷害保険に加入することをお勧めします。当社でもご加入いただける国内旅行傷害保険を取り扱っています。当社係員にお問い合わせください。

24 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに「最終日程表」等でお知らせする連絡先に通知ください。また、通知できない事情がある場合は、その事情がなくならぬ限り通知してください。

25 旅行条件・旅行代金の基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、当該パンフレット等に明示した日となります。

26 個人情報の取り扱いについて(重要)

(1)当社は、旅行お申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された事項について、お客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の事項をご自身で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報をお客様が提供いただけない場合であっても、お客様への連絡、お客様がお申込み頂いた旅行のサービスの手配及びそれらのサービス受領のため必要な手続きが取れない場合、お申込み、ご依頼をお引き受けできない場合があります。(2)当社は、前号により、取得した個人情報について、お客様との連絡のため利用させていただくほか、お客様がお申込み頂いた旅行のサービスの手配及びそれらのサービス受領のため必要な手続きに必要な範囲、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲、並びに旅行先の土産店等のお客様のお買い物の便宜のために必要な範囲で運送、宿泊機関、保険会社、土産物店等へ、電子的な手段等を通じて、必要な範囲内で提供いたします。その他①当社の提供する旅行キャンペーン、商品等のご案内②旅行参加者のご意見、ご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきます。(3)当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を伺いすることがあります。疾病・事故等で、連絡先の方へ、連絡が必要と当社が認めた場合に使用いたします。(4)当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要と察する手続きについてご案内いたしますので、下記のお問い合わせ窓口まで申し出ください。その際、法令及び規定に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。(5)万一、当社が個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客様にご連絡させていただき、安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを一時停止いたします。

〈個人情報に関するお問い合わせ・苦情のお申し出先〉

(1)個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ・苦情は、下記の窓口まで申し出ください。

株式会社 日ノ丸観光トラベル
アドレス <http://www.hinomaru-ukt.co.jp>
(個人情報保護担当)電話：0857-22-4004

(2)お客様は、当社との個人情報に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記に協議し、その解決について助力を求めるための申し出をすることができます。

(一社)全国旅行業協会(ANTA)
消費者相談室 電話：03-5401-3600

27 その他

(1)交通機関の渋滞等の他、当社の責に帰すべき事由によらず航空便等にお乗り遅れた場合は、別途、航空券等のご購入が必要となります。また、航空券引換証等の払戻しもできません。(2)天候不良等の不可抗力により、航空便や運送機関のサービスの中止、遅延により、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。(3)お客様の便宜をはかるため、お土産店にご案内することがありますが、お買い物の際には、お客様ご自身の責任でご購入いただきます。(4)当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。(5)お客様の都合による航空便等の変更や延泊などの行程変更はできません。(6)募集広告、パンフレット、ホームページ等に掲載の発着時刻・場所・経路は予定です。(7)〆印は夕食事にお酒が1本付いていることを示しています。(8)参加人員により小型バスや中型バスで運行することがあります。(9)募集広告、パンフレット、ホームページ等で使用した写真等はイメージとして使用したものであります。お客様が旅行する時、必ずしもご覧になれる風景とは限りません。料理写真等も一例であり実際とは異なる場合があります。(10)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

旅行企画・実施:鳥取県知事登録旅行業第2-29号

株式会社 日ノ丸観光トラベル

〒680-0921 鳥取市古海620(日ノ丸自動車1階)

(一社)全国旅行業協会 正会員